

司 法 修 習 委 員 会 に つ い て

司法修習委員会は、司法制度改革審議会意見の提言の趣旨を踏まえ、司法修習委員会規則（平成15年5月1日施行）により、最高裁判所に新たに設置された委員会です。設置の根拠である司法修習委員会規則は、裁判所外の委員を多数含む一般規則制定諮問委員会における審議・答申に基づき制定されています。

* 司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）

「司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。」

設置の趣旨

司法修習委員会は、司法修習及びこれに係る司法研修所の管理運営に関し、司法修習の充実及び法科大学院における教育と司法修習との有機的連携の確保並びに法曹相互の協力の強化を図ることを目的とするものです。

所掌事務

司法修習委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、司法修習についての基本方針の策定及び実施に関する重要事項、司法修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項などを調査審議するほか、これらの事項に関し、最高裁判所に意見を述べることとされています。

委員等

司法修習委員会の委員は、裁判官、検察官、弁護士、司法研修所長、法科大学院の教員その他の学識経験のある者の中から最高裁判所が任命します。平成15年5

月1日付けで、10人の委員が任命されています。

また、委員を補佐する幹事が置かれています。

